

「経済・財政再生計画」の着実な実施 に向けた建議

平成29年5月25日
財政制度等審議会

「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

平成29年 5月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

財政制度等審議会会長
榊原 定征

財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要請する。

生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

生活扶助基準については、その検証にあたり、年齢別、世帯人員別、級地別の基準額の体系に加え、給付水準についてもきめ細かく検証し、不公平感を招かない生活扶助基準となるよう、その結果を適切に基準に反映すべきである。あわせて、各種の扶助・加算についても、同類型の一般低所得世帯との均衡が図られているかなどについて検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うべきである。

また、生活保護制度の適正化に向けて、頻回受診の抑制や後発医薬品の使用促進などの医療扶助の適正化に向けた実効性ある改善策や、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却に向けた就労促進に取り組むべきである。〔資料Ⅱ－1－39～45 参照〕

(4) 年金

年金分野では、社会保障改革プログラム法¹⁸に示された検討事項について、改革工程表に沿って、速やかに検討を進めていく必要がある。

具体的には、マクロ経済スライドの機能を一層発揮させつつ、

- ・ 次期の財政検証（平成 31 年）に向けて、高齢期における年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金制度が高齢期の就労に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等
- ・ 高所得者の年金給付の在り方等について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等

に関し、それぞれ速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。〔資料Ⅱ－1－46、47 参照〕

(5) 子供・子育て

次世代の育成とともに女性の活躍を促進していく観点からも、社会全体で子育てを支援していく必要がある。このうち、保育については、政府は、「待機児童解消加速化プラン（平成 25～29 年度末）」に沿って、消

¹⁸ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)。

費税増収分等を財源として受け皿を拡大してきたが、女性の就業率の上昇等に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとしている。

一方、消費税率引上げに伴う社会保障の充実**2.8兆円**のうち、子供・子育て支援分は**0.7兆円**程度とされているが¹⁹、平成**29**年度予算において、子供・子育て分は既に**0.7兆円**に達している。このため、消費税増収分とは別途、安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していくため、あらゆる方策を検討する必要がある。

まず、国が定める利用者負担（保育料）の上限額については、近年引き上げられていないが、一方で、「子ども・子育て支援法」（平成**24**年法律第**65**号）等に基づく新制度の導入以降、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んできたことにより、児童1人当たりの保育コストは増加している。このため、保育コストに占める利用者負担割合は減少している。また、保育士の配置基準、すなわち保育士1人が受け持つ児童数は、0歳児が最も少なく（3人）、1・2歳児（6人）、3歳児（**20**人）、4歳児以上（**30**人）、の順に多くなっていく。これに対し、保育料は「0～2歳」と「3歳以上」の2区分しか設けられていない。保育利用率も高まる中、保育コストとサービス利用の対価としての保育料の関係について、議論を深めることが望ましい。

また、幼稚園においても、育児と就業の両立支援に一層貢献してもらうことが考えられる。現状では、教育時間の前後または長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっている。こうした状況を踏まえ、例えば、幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるな

¹⁹ なお、社会保障と税の一体改革の議論の中で、消費税率の引上げにより確保する**0.7兆円**程度とは別途**0.3兆円**超の財源を確保して更なる質の向上を図るべきという旨の国会の附帯決議等がある。

どにより、預かり保育実施のインセンティブを強化することが考えられる。

更に、児童手当の所得制限については、制度の創設（昭和 47 年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、「主たる生計者」（世帯の中で所得が最も多い者）の所得のみで判断することとされている。このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。共働き世帯の増加といった働き方の変化も踏まえ、これを世帯合算の所得で判断する仕組みとすることが考えられる。また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額 5 千円の「特例給付」が支給されているが、法律上の規定を踏まえつつ²⁰、廃止を含めた検討を行うことも考えられる。その上で、これらにより確保された財源については、保育の受け皿拡大等に充てるべきである。

なお、企業主導型保育事業については、平成 28 年度から事業主拠出金を引き上げて実施している。これにより既に 2 万人程度の受け皿が確保され、平成 29 年度末までに 5 万人の受け皿が確保される見込みとなっている。団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中で、女性の就業促進に大きく貢献していると考えられ、その効果的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべきである。あわせて、企業による仕事と子育ての両立支援に向けた取組にも期待したい。〔資料Ⅱ－1－48～52 参照〕

²⁰ 「児童手当法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 24 号）附則

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

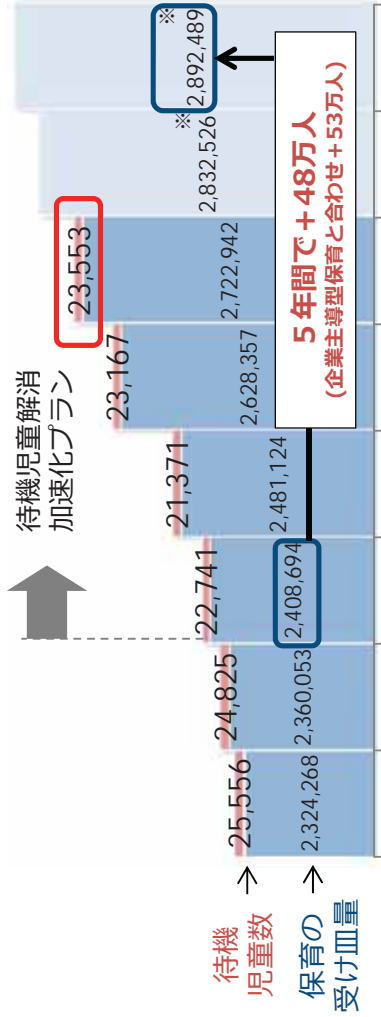
2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

少子化対策（保育の受け皿確保について）

資料Ⅱ-1-48

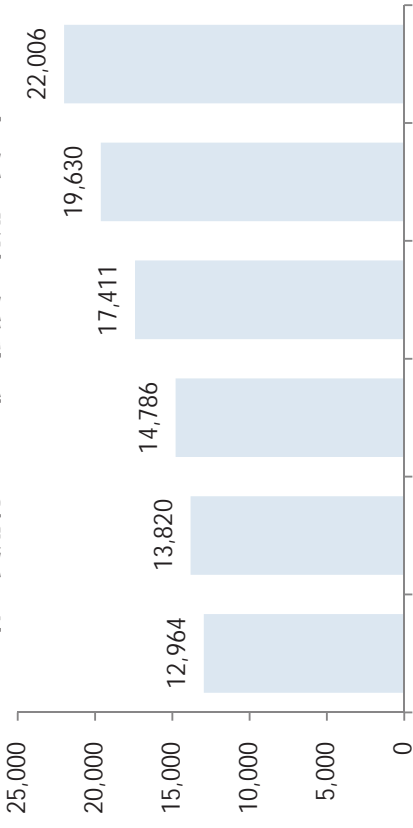
- 「待機児童解消加速化プラン（25～29年度末）」に沿って、消費税増収分を財源として保育の受け皿を拡大してきたが、女性の就業率の上昇に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が非常に厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとされている。
- 消費税増収分とは別途安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していく必要がある。

保育の受け皿量と待機児童数の推移



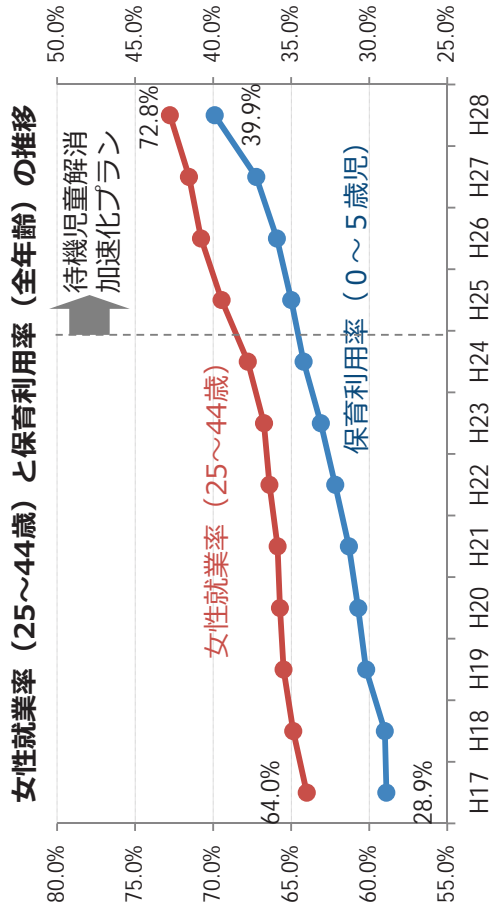
※ 待機児童解消加速化プランにおける見込み値

保育費用総額の推移（公費+利用者負担） ※ 各年度の当初予算ベース



都道府県別待機児童数（28年4月1日現在）

東京都	8466	茨城県	382	三重県	101	和歌山県	10
沖縄県	2536	大分県	370	北海道	94	群馬県	5
千葉県	1460	滋賀県	339	長崎県	70	青森県	0
大阪府	1434	香川県	324	山口県	65	山形県	0
兵庫県	1050	鹿児島県	295	京都府	64	新潟県	0
埼玉県	1026	奈良県	260	宮崎県	64	富山県	0
福岡県	948	熊本県	233	徳島県	60	石川県	0
岡山県	875	愛知県	202	高知県	42	福井県	0
宮城県	638	岩手県	194	島根県	38	山梨県	0
神奈川県	497	広島県	161	秋田県	33	長野県	0
福島県	462	栃木県	155	岐阜県	23	鳥取県	0
静岡県	449	愛媛県	110	佐賀県	18	計	23553



(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」、総務省「労働力調査」等

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。これにより、既に2万人程度の受け皿を確保（29年度末までに5万人の受け皿を確保予定）。
- 団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中、女性の就業促進に大きく貢献。引き続き、企業主導型保育事業の積極的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべき。

企業主導型保育事業の活用例

- **事例 1：企業内に設置／東京23区内**
 - ・ 企業向けソフトウェアの開発等を行う企業が事業所内に設置
 - ・ 全て従業員枠

- **事例 2：駅前設置／東京23区内外**
 - ・ 結婚相談所の運営会社が東京23区内外の地下鉄・私鉄等の駅前に3箇所設置
 - ・ 提携企業枠に加えて地域枠も設定

- **事例 3：大学構内に設置／地方都市**
 - ・ 大学の教職員が産後も仕事を継続できるよう、既存の建物を改装して設置
 - ・ 全て従業員枠
 - ・ 将来的には、学生の実習の場所としての利用も計画

- **事例 4：ショッピングセンター内に設置／全国**
 - ・ 大手小売りが自社のショッピングセンター内に設置
 - ・ 店舗内出店企業の従業員枠に加えて地域枠も設定

【企業主導型保育事業の財源】

- ・ 企業が負担する拠出金率※の上限を +0.1%引上げ
(0.15%→0.25% (28年度:0.2%、29年度:0.23%))

※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

(参考) 雇用保険料率引下げ (28年度)

・ 失業等給付	被用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
	使用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

【企業主導型保育事業の特徴】

- ① 設置に市区町村の関与なし
- ② 利用は直接契約
- ③ 地域枠設定も可能 (利用定員の50%以内)
- ④ 複数企業の共同利用も可能
- ⑤ 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく新制度の小規模保育事業等に準じた支援を実施

コストに見合った保育料の設定について

資料Ⅱ-1-50

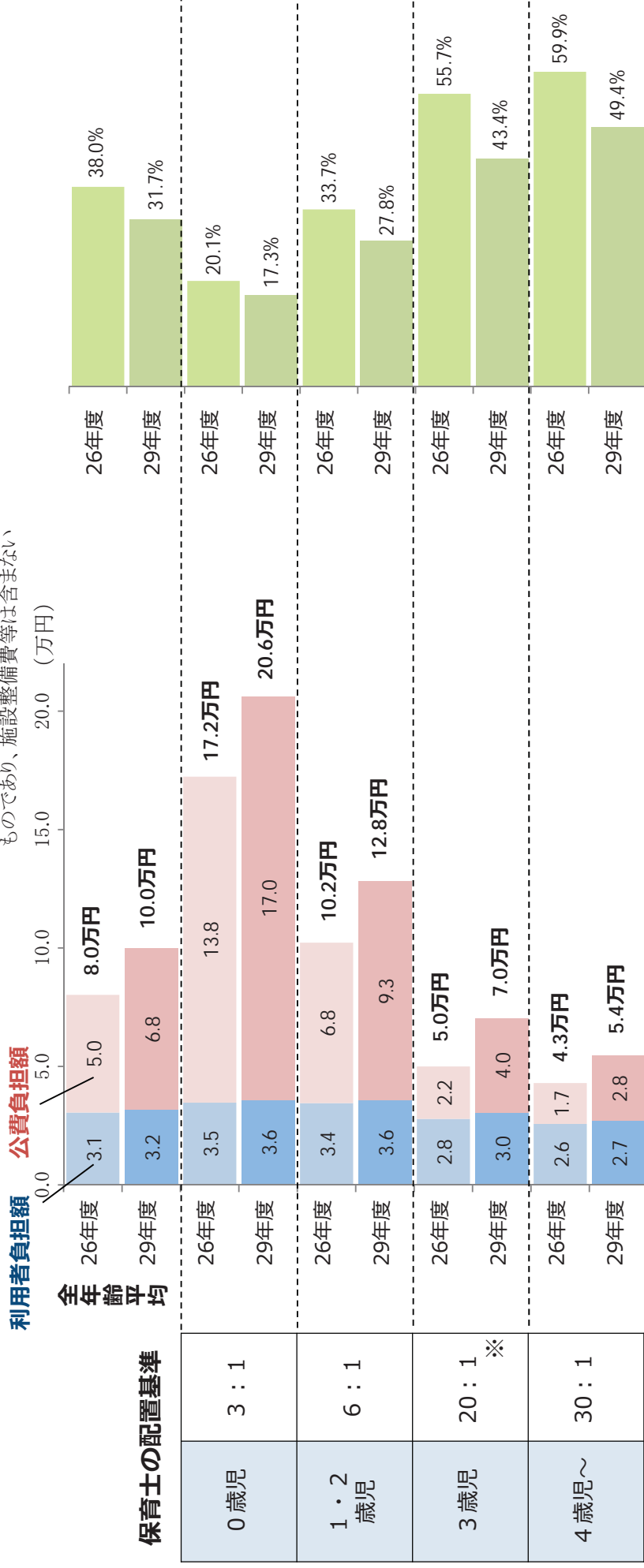
○ 平成27年4月からの「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく新制度の実施以降、保育の受け皿量の拡充に加えて、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んでおり、これに伴い、児童1人当たりの保育コストは増加しているが、国が定める保育の利用者負担（保育料）の上限額は近年引き上げられていないため、利用者負担割合は減少している。

○ 保育士の配置基準（＝保育コスト）は、0歳児＞1・2歳児＞3歳児＞4歳児以上、の順に手厚くなっているが、保育料は、0～2歳／3歳～、の2区分しか設けられていない。

→ 保育コストと、サービス利用の対価としての保育料の関係をどのように考えるべきか。

年齢別の保育コストに占める1人当たり利用者負担額と公費負担額※ 年齢別の保育コストに占める利用者負担割合

(26→29年度) ※運営費(公定価格)の予算額に基づく
(26→29年度) ※金額や利用者負担割合はいずれも各年度の当初予算ベースのもの。



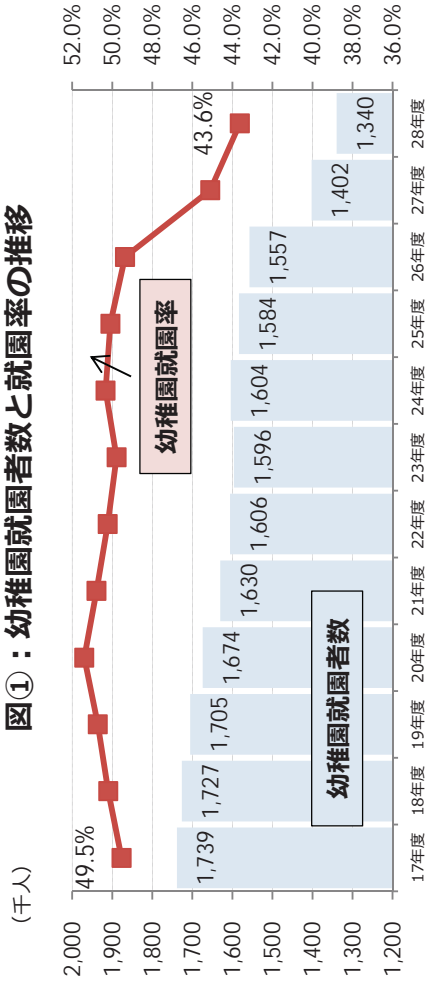
※ 15:1で実施の場合加算あり。
※ 利用者負担額は平均値。実際の利用者負担額は、0～2歳／3歳～の区分ごと、かつ、所得階層ごとに基準額が設定されている。なお、利用者負担額を独自に減免している自治体もある。

幼稚園における待機児童の受入れの推進について

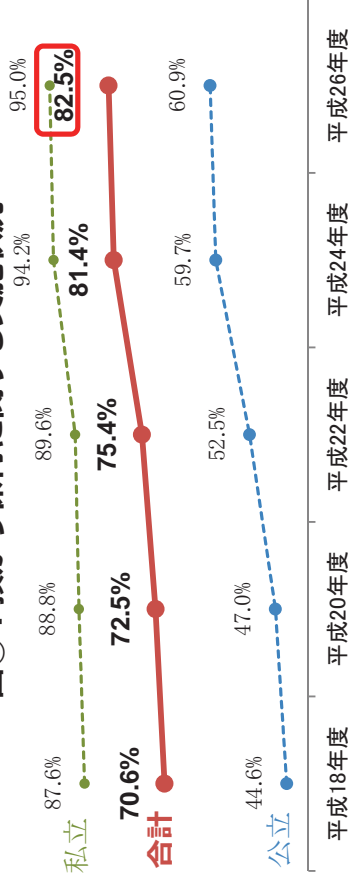
資料Ⅱ-1-51

- 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく新制度の施行（27年度～）に伴い、幼稚園の一部は認定こども園等に移行しているため、幼稚園就園者数は減少しつつあるが、依然として3～5歳児の4割強を受け入れている。（図①）。
- 教育時間の前後又は長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが（図②）、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し（図③）、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっているなど（図④）、幼稚園が育児と就業の両立支援に貢献する余地はなお存在すると考えられる。
- 幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるなどにより、預かり保育実施のインセンティブを強化してはどうか。

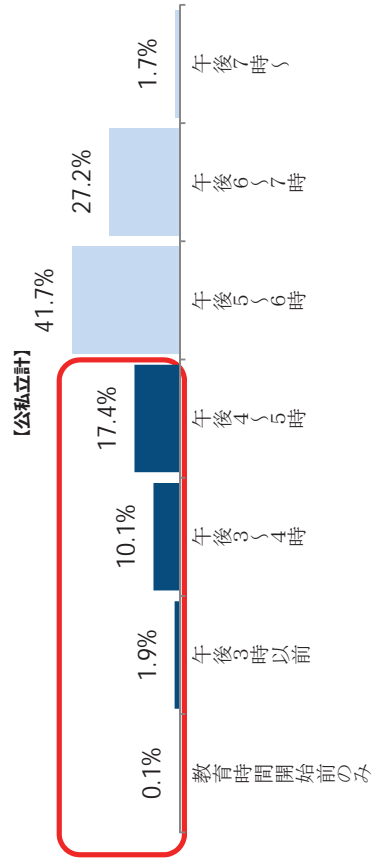
図①：幼稚園就園者数と就園率の推移



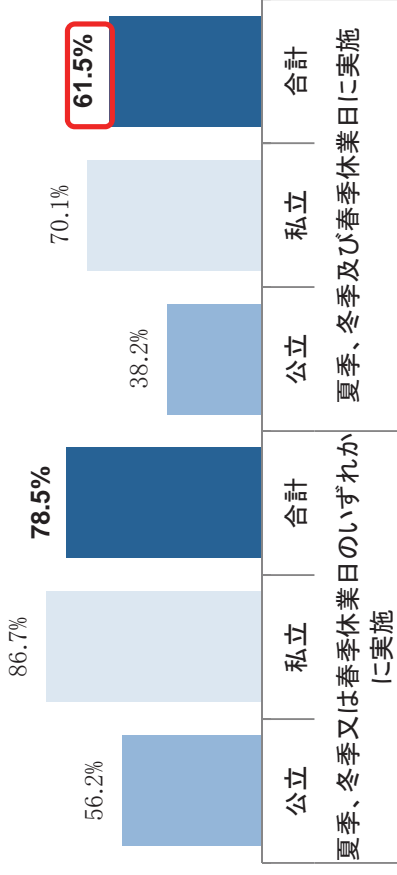
図②：預かり保育に関する実施状況



図③：預かり保育の終了時間（長期休業期間以外）



図④：長期休業期間における預かり保育実施状況



（出所）文部科学省「学校基本調査」、「幼児教育実態調査」、総務省「人口推計」等に基づき財務省作成

児童手当（特例給付）について

資料Ⅱ-1-52

- 児童手当の所得制限（夫婦子2人の場合で年収960万円未満）については、制度の創設（昭和47年）時において、父親が家計を支えている世帯（片働き）が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされている。
このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断。）
- また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている（支給総額 国費490億円、公費734億円（29年度予算ベース））。
→ 児童手当の所得制限について、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに改めてはどうか。あわせて、「当分の間の措置」として支給されている特例給付について、法律上の規定を踏まえつつ、廃止を含めた検討を行ってはどうか。
→ これらの見直しにより確保された財源は、子供・子育て支援に直結する「量的拡充」に充ててはどうか。

児童手当及び特例給付の概要

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

概要	対象児童数 (28年2月現在)
○0～3歳未満 一律15,000円	1,587万人 ※ 給付対象児童の92%をカバー
○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生 一律10000円	
○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	137万人

収入の例	児童手当支給額
世帯収入1,200万円 〔夫 収入1,000万円〕 〔妻 収入 200万円〕	特例給付10,000円 〔小学生 5,000円〕 〔3歳未満 5,000円〕
世帯収入1,200万円 〔夫 収入 800万円〕 〔妻 収入 400万円〕	児童手当25,000円 〔小学生 10,000円〕 〔3歳未満15,000円〕

○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとす。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。